

最低積立基準額に0.9を乗じて得た額。)又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額以上となることが見込まれる場合(ただし、資産評価の方法として数理的評価を採用している場合には、「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて適用することができる。)であり、かつ、法第178条の2に規定する指定基金(以下「指定基金」という。)にあっては、法第178条の2に基づき当該基金が定める健全化計画(以下「健全化計画」という。)の最終事業年度(以下「最終事業年度」という。)末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額以上となることが見込まれる場合

第4の3の(7)のウの次にエとして次を加える。

エ 段階引上げ償却(平成14年4月1日前に設立された基金(同日以降に当該基金が合併し、又は分割したことにより設立された基金を含む。)に限る。)

財政計算の基準日の翌々日から起算して5か年以内に定期的かつ引上げ幅が経年的に大きくならない方法で段階的に引上げる特別掛金を設定する方法。この場合、次の各号の要件を満たしていること。

- (ア) 掛金引上げの時期及びその掛金を規約に定めること。
- (イ) 段階引上げに基づく特別掛金収入現価が未償却過去勤務債務残高を上回っていること。
- (ウ) 段階引上げ期間中の財政計算により特別掛金を見直すときには、従来の段階引上げ掛金に新たに発生し、又は減少した未償却過去勤務債務残高に対応する特別掛金(新たに段階引上げ償却する場合を含む。)を加えたものであり、従来の段階引上げの最終段階の掛金のみを引上げるものでないこと。
- (エ) 許容繰越不足金を、前記1の(3)のオに規定する許容繰越不足金と、前記1の(3)のオの(ア)のbに定める率を当該段階引上げの最初の引上げ幅として前記1の(3)のオの(ア)に掲げる方法により算定した額のいずれか低い額としていること。
- (オ) 選択一時金を設けている加算型の基金については、選択一時金を休止することを規約に定めていること。(ただし、基準日において年金受給者及び受給待期脱退者である者に係る選択一時金の合計額に最低責任準備金を加えた額を純資産額が上回っている場合を除く。)

同3の(8)を次のように改める。

(8) 特例掛金(前記(5)のイ及び後記4に規定する特例掛金は除く。)は、毎事業年度、予算に用いる基礎数値をもとに算定することとし、当該年度に係る特例掛金の総額が、特例掛金を徴収しなかったとした場合に生ずると見込まれる年金経理の当年度不足金の額を原則として超えないものとする。この場合、当該年度に徴収する当該特例掛金をあらかじめ規約に定めること。なお、特例掛金の期中の変更は、期中に給付設計の変更等により財政計算を行ったために、当年度剰余金が見込まれることとなる場合を除いては認められないこと。

同4中「前記1の(3)のイに該当する基金」の次に「(指定基金を含む。)」を加え、「これらを適用することができること。」の次に「また、指定基金については、次の(1)又は(2)に掲げる方法のいずれをとった場合でも、最終事業年度末日における純資産額が最低責任準備金に0.9を乗じて得た額を超えるものであること。なお、指定基金であって、次の(1)の方法を用いている基金及び(2)の規定中「純資産額」を「数理上資産額」と読み替えて適用している基金においては、直近の財政検証の基準日から最終事業年度末日までの純資産額の見込額と最低責任準備金の見込額を欄外に列記すること。」を加え、同4の(2)の④の次に⑤として次を加える。

⑤ 指定基金に関する留意点

指定基金が積立水準の回復計画を作成する場合は、健全化計画と同じ前提で作成すること。また、積立水準の回復計画の前提が健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

第8の2の(2)中「規約変更の認可申請を行う月の前々月」を「規約の施行日の5ヶ月前の日の属する月」に改める。

第10中「厚生労働省」を「厚生労働大臣」に改める。

別添1 勘定科目の貸借対照表中

	未収制度間 受換金	未収制度間 受換金	<p>当事業年 中に基金 たの給付 の給に關 給権にす 承継又 の制は の給付 給に關 権利義 承継に 資産の 未収のもの</p>
--	--------------	--------------	---

を

	未収制度間 受換金 未収脱退一 時金相当額 受入金	未収制度間 受換金 未収脱退一 時金相当額 受入金	<p>当事業年 中に基金 たの給付 の給に關 給権にす 承継又 の制は の給付 給に關 権利義 承継に 資産の 未収のもの</p> <p>当事業年 中に脱退 たの金相 金相当額 入れに係 資産のう 未収のもの</p>
--	---	---	--

に、「当事業年度中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産のうち未払のもの」を「当事業年度中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転又は他の制度への給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産のうち未払のもの」に、同損益計算書中「当事業年度中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産」を「当事業年度中に行われた基金間の給付の支給に関する権利義務の移転又は他の制度への給付の支給に関する権利義務の移転に係る資産」に、

制度間受換 金	制度間受換 金	制度間受換 金	当事業年 度中に行わ れた基金間 の給付の支 給に関する 権利義務の 承継又は他 の制度から の給付の支 給に関する 権利義務の 承継に係る 資産
------------	------------	------------	---

を

制度間受換 金	制度間受換 金	制度間受換 金	当事業年 度中に行わ れた基金間 の給付の支 給に関する 権利義務の 承継又は他 の制度から の給付の支
------------	------------	------------	--

脱退一時金 相当額受入 金	脱退一時金 相当額受入 金	脱退一時金 相当額受入 金	給に関する 権利義務の 承継に係る 資産 当事業年 度中に行わ れた脱退一 時金相当額 受入れに係 る資産
---------------------	---------------------	---------------------	--

に改める。

別添2の様式③-カ'の4の次に次を加える。

「

- (注) 1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。
2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。

」

別添2の様式⑩の5を次に改める。

5 最低責任準備金

(1) 前年度末最低責任準備金

(単位：千円)

前年度末最低責任準備金 (前年度決算計上額)		A	
前年度末未払金及び未収金相当額		B	
計 上 超 過 及 び 計 上 不 足 額	平成11年9月末最低責任準備金 (第1・第2号)	C	
	免除保険料 (第3号～第3号の4)	D	
	権利義務の承継等 (第5号～第5号の5・第11号・第13号)	E	
	代行給付相当額 (第7号～第8号の4)	F	
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号～第9号の4)	G	
	権利義務の移転 (第12号・第14号)	H	
	給付現価交付金 (第15号)	I	
前年度末最低責任準備金		J	

(注) $J = A + B + C + D + E - F - G - H + I$

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 (第3号~第3号の4) ①	権利義務の承継等 (第5号~第5号の5・第11号・第13号) ②	代行給付相当額 (第7号~第8号の4) ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 (第9号~第9号の4) ④	権利義務の移転 (第12号・第14号) ⑤	最低責任準備金 (月末) ⑥
前年度末						
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						J
				給付現価交付金		K
				当年度末未払金及び未収金相当額		L
				最低責任準備金 (当年度末)		M
備考						

(注) $⑥ = \text{前月末の}⑥ \times (1 + r)^n + ① + ② - ③ - ④ - ⑤$
 $r = \text{平成11年厚生省告示第192号第12項に定める利率 (年率)}$
 $n = \text{当該月の日数} / 365$
 $M = J + K - L$

(3) 分割日の前日の最低責任準備金

(分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)

ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 按分率 (B/A) = _____

ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額

ア×イ = _____千円

エ 過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割により当該基金（分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金）が支給に関する義務を承継する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

(4) 権利義務の移転及び承継（事業所単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金

（法第144条の2に基づく権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成）

ア 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額
_____千円

イ 按分率 (B/A) = _____

ウ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ = _____千円

エ 移転基金に係る過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

(5) 権利義務の移転（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書
（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の移転があった基金の決算において作成）

承継先基金		交付年 月日	人数	代行部分相当の 年金給付等積立金 額
基金 番号	基金 名			

(6) 権利義務の承継（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書
 （法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の承継があった基金の決算において作成）

移転元基金		交付年 月日	人 数	代行部分相当の 年金給付等積立金 額
基金 番号	基金 名			

(7) 確定給付企業年金への権利義務移転に伴う代行相当部分の年金給付等積立金
 （確定給付企業年金法第110条の2に基づく権利義務の移転があった基金の決算において作成）

ア 基金の最低責任準備金の額

_____千円

イ 権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額

_____千円

ウ 基金の過去期間代行給付現価相当額

_____千円

エ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ/ウ=_____千円

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱 退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

第5 「厚生年金基金の解散及び移行認可について」の一部改正

「厚生年金基金の解散及び移行認可について(平成9年3月31日年発第1682号)」の「厚生年金基金解散・移行認可基準」の一部を次のように改正する。

第1の4中「第144条の3第4項」を「第144条の5第4項」に、第5中「法附則第30条第1項の認可に係る手続きに関する基準」を「法附則第32条第1項等の認可に係る手続きに関する基準」に、同1中「法附則第30条第1項の認可の申請」を「法附則第32条第1項等の認可の申請」に改め、別添様式中「附則第30条第1項」を「附則第32条第1項等」に改める。

第6 「厚生年金基金の財政運営等の特例について」の一部改正

「厚生年金基金の財政運営等の特例について(平成11年9月30日年発第692号)」の一部を次のように改正する。

2の(1)のウ中「(昭和50年告示の規定の例により算出した額。以下同じ。)」を「(「中途脱退者が老齢年金給付を受ける権利を取得した場合における現価相当額(平成16年厚生労働省告示第358号)」第1号及び第2号に掲げる額を合算した額(移換金を交付した日又は再加入した日が平成17年4月1日前の場合は、昭和50年告示の規定の例により算出した額)。以下この項及び第4項において同じ。)」に改め、同(1)のウの次にエ及びオとして次を加える。

「

エ 権利義務の移転及び承継に係る老齢年金給付の支給に関する義務は、年金給付等積立金を交付したときに承継基金へ移転するものであること。

オ 権利義務の移転及び承継に係る年金給付等積立金は年金給付等積立金の交付日を基準日として算定し、当該年金給付費等積立金に係る利子は交付日が属する月の翌月から付利するものであること。

」

同(2)中「平成11年告示第1項第7号」の次に「から第7号の4まで」を加え、「同項第8号」の次に「から第8号の4まで」を加える。

3の(2)中「第5項」を「第7項」に、「前項」を「第5項」に改め、「次項」の次に「から第11項まで」を加え、「第6項」を「第8項から第11項まで」に、「第4項」を「第5項」に改める。

同(2)のア中「代行給付の現価相当額」を「過去期間代行給付現価相当額(「厚生年金保険法附則第30条第2項に規定する過去期間代行給付現価の額の計算方法(平成16年厚生労働省告示第359号)」の規定により計算し